

特別支援学校（肢体不自由）における重複障害のある子供への 「自立活動の視点を加味した」摂食指導の現状に関する文献検討

A Literature Review on the Current State of Eating Guidance "with Activity for Independence Perspective" for the Children with Multiple Disabilities in Special Needs Schools for Children with Physical Disabilities

森山 貴史*・天海 丈久**・小田桐直美*・寺本 淳志***

Takashi MORIYAMA*・Takehisa AMAGAI**・Naomi ODAGIRI*・Atsushi TERAMOTO***

要旨

本稿の目的は、特別支援学校（肢体不自由）における重複障害のある子供への「自立活動の視点を加味した」摂食指導に関する文献を検討し、その現状を明らかにするとともに、特別支援学校（肢体不自由）における摂食指導の課題を整理することであった。インターネット等による資料収集を行った結果、校内の分掌組織が外部専門家と連携しながら学校全体で摂食指導を推進している事例が多い一方で、自立活動の視点について明確に言及している実践資料は数少ないことが示唆され、特別支援学校（肢体不自由）での摂食指導において、自立活動の視点をどのように整理して実践しているのかという現状については十分に把握することができなかった。収集した資料から摂食指導における自立活動の視点の整理を試みたが、研修機会や参考資料が不足している現状を踏まえ、今後は、各地域や学校の実態に応じて、自立活動の個別の指導計画に関連付けた摂食指導の実践研究を蓄積しつつ、その成果を実践者同士で情報共有したり相談したりすることができるような校内外のネットワーク構築が必要であることについて指摘した。

キーワード：肢体不自由教育 重複障害 摂食指導 自立活動

I. 問題と目的

文部科学省が2021（令和3）年に公表した「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」では、肢体不自由のある子供に対する特別な指導内容の一つとして、「摂食機能の維持・向上」が示されている。嚥下障害等食べる機能に障害のある子供への摂食指導は、医師その他の専門家の診断や助言に基づき、食事の調理形態や摂食指導の方法について保護者と学校の

関係者間で十分な検討を行うことや、経験豊富な教職員を含む複数の教職員で指導すること等により、安全確保を徹底することが求められており（文部科学省、2012），高い専門性が必要である。文部科学省が2019（令和元）年に公表した「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」では、特別支援学校における食に関する指導の目標の設定に当たっては、健康状態の維持・改善に関することや食事をするために必要な動作に関することなど、「自立活動の視点を加味して設定すること」が必要であると述べられている。したがって、

* 青森県総合学校教育センター

Aomori Prefectural School Education Center

** 弘前大学教育学部

Department of Special Needs Education Course, Faculty of Education, Hirosaki University

*** 宮城教育大学

Miyagi University of Education

先述の専門性には、自立活動の指導の専門性という側面もあるといえる。肢体不自由教育では、文部省が作成した養護・訓練の指導の手引等（文部省, 1987, 1994）において、食に関する指導内容が例示されるなど、自立活動の前身である養護・訓練という指導領域で障害の状態が重度な重複障害のある子供（以下、「重複障害者」という。）への摂食指導が従前より行われてきた。

ところが、自立活動への改訂後、文部科学省から肢体不自由教育における自立活動の指導や摂食指導に関する手引等は発行されていない。特別支援学校における子供の「食」に関する指導についての先行研究を概観した藤井・笠原（2017）は、「自立活動の視点からの検討」が十分に行われていないことを指摘している。

そこで本稿では、特別支援学校（肢体不自由）における重複障害者への「自立活動の視点を加味した」摂食指導に関する文献を概観し、その現状を明らかにするとともに、特別支援学校（肢体不自由）における摂食指導の課題を整理することを目的とする。

II. 方法

1. 方法1

文部科学省及び教育委員会が発行した手引等を参考に、特別支援学校（肢体不自由）において摂食指導が必要な子供の実態について整理する。

2. 方法2

文部省が発行した養護・訓練の指導の手引等において、肢体不自由のある子供への摂食指導について言及されている内容を整理する。

3. 方法3

特別支援学校（肢体不自由）における摂食指導に関する国内の文献（実践資料）をインターネットを活用して収集し、その実践内容を概観する。収集する実践資料の対象期間は、2004年から2024年7月1日現在までの約20年間とした。実践資料の収集方法は、以下のとおりである。

(1) 国立情報学研究所の研究論文データベース CiNii Research

検索方法は、「肢体不自由」及び「摂食指導」という検索語の両方に該当する論文を選択した。ただし、①具体的な実践内容が掲載されていない調査研究等の論文、②特別支援学校（肢体不自由）における実践ではない論文、は除外した。

(2) Google 検索

CiNii Research に掲載されていない教育委員会や学校が作成した資料は、国内外で広く利用されている Google 検索で収集した。検索語は、「肢体不自由＊摂食指導＊自立活動」（＊はスペースを意味する）とした。検索結果は、上位から30件以内に表示されたものを選択した。ただし、具体的な実践内容が掲載されていない資料は除外した。

III. 結果

1. 特別支援学校（肢体不自由）における摂食指導が必要な子供の実態

(1) 摂食指導に関わる肢体不自由のある子供の教育的ニーズ

文部科学省が2021（令和3）年6月に公表した「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」に示されている、肢体不自由のある子供の教育的ニーズを把握するための観点の内、摂食指導に関わる内容を表1に整理した。医学的側面としては、口腔機能、食形態、食環境、既往歴等が挙げられている。これらの状況を把握する際には、保護者を通じて日常生活での様子や医療機関から情報を把握することの重要性が述べられている。心理学的・教育的側面としては、食事及び水分摂取の時間や回数・量、食物の調理形態、摂取時の姿勢や援助の方法、口腔機能の状態等が挙げられている。このように、摂食指導を行う上で、多様な教育的ニーズを把握する必要性が示されている。

また、特別支援学校（肢体不自由）の対象となる障害の程度は、「一 肢体不自由の状態が補装具によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの。」（学校教育法施行令第22条の3）とされているが、同手引では、「不可能又は困難」な状態の考え方方が示されている。その内、表2に示した食事に関する内容を踏まえると、特別支援学校（肢体不自由）における摂食指導が必要な子供については、「食事動作ができない、又は、自分で食事をしようとするがうまく食物を口に運べない等、かなりの介助を必要とする」程度の障害状況が想定されているといえる。

(2) 脳性まひのある子供の食べる機能の問題

肢体不自由の起因疾患で最も多くの割合を占めてい

るのは、脳性まひを主とする脳原性疾患である（文部科学省, 2021）。東京都教育委員会（2003）は、食べる機能に関わる問題について、脳性まひのある子供によく見られる症状として、「口をすばめ顔を背けるようにする」「口にためたままのみこまない」「スプーンをかむ」「口を大きく開けすぎる」「舌を突出させる」「むせる」「かまことに丸のみをする」の7点を挙げている。また、このような問題の原因として、「自分の手でものをつかむ、口でおもちゃをかむなどの経験が少ない」「呼吸と嚥下の機能分離ができていないため嚥下反射が弱い」「口腔内、外の筋肉に麻痺があつたり協調不良がある」「くびが座らず、座保持ができない」「アテトーゼ型では意欲が精神緊張を引き起こし、不

随意運動のために頭部と体幹がねじれ、上肢が後方に引かれる」の5点が例示されている。表3は、食べる機能に関わる問題の5点の原因と具体的な状態をまとめたものである。例えば、「自分の手でものをつかむ、口でおもちゃをかむなどの経験が少ない」ことが原因で「口の周囲や口の中に触圧覚への過敏が残る」状態になっているなど、東京都教育委員会（2023）が示した食べる機能に関わる症状や、その原因に基づいた状態は、摂食指導を行う上で必要な実態把握のポイントにもなっていると考える。

次項では、このような状態にある子供に対して、肢体不自由教育で行われてきた摂食指導について、我が国が示してきた資料を概観する。

表1 摂食指導に関わる肢体不自由のある子供の教育的ニーズを把握するための観点（文部科学省, 2021）

医学的側面	心理学的・教育的側面
<p>○口腔機能の発達や食形態等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔機能：食物を口に取り込む動き、口の中でかむ動き、飲み込む動き等 ・食形態：食物の大きさ、軟らかさ、粘性（水分も含む）等 ・食環境：食事及び水分摂取の時間・回数・量、食事時の姿勢、食器具の選定、食後のケア等 ・既往歴：誤嚥（ごえん）性肺炎、食物アレルギー（原因食物）等 ・その他：偏食の有無、除去食の必要性等 	<p>○障害が重度で重複している子供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事及び水分摂取の時間や回数・量 ・食物の調理形態、摂取時の姿勢や援助の方法 ・口腔機能の状態

※食事に関する部分を抜粋した。

表2 特別支援学校（肢体不自由）の対象となる障害の程度における「不可能又は困難」（文部科学省, 2021）

不可能	困難
<p>○補助具を装用したり、整備された施設設備を用いたりしても、自力で身辺処理ができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事動作ができない。 	<p>○補助具を装用したり、整備された施設設備を用いたりしても、自力での身辺処理に困難がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力で食事をしようとするがうまく食物を口に運べない等、かなりの介助を必要とする。

※食事に関する部分を抜粋した。

表3 脳性まひ児の食べる機能に関わる問題の原因と状態（東京都教育委員会, 2003）

原因	状態
○自分の手でものをつかむ、口でおもちゃをかむなどの経験が少ない。	→ 口の周囲や口の中に触圧覚への過敏が残る。
○呼吸と嚥下の機能分離ができていないため嚥下反射が弱い。	→ 処理できない食物が口の中に残る、食物を舌で押し出す、むせる。
○口腔内、外の筋肉に麻痺があつたり協調不良がある。	→ 口が開かない、逆に口が大きく開きすぎる。口唇での食物の取り込みができない。舌尖部を口蓋に押しつける力が弱く食物の咽頭への送り込みがうまくいかない、食物をつぶし唾液と混ぜて食塊を形成するという口腔内処理も未熟な段階のことが多くみられる。処理できない食物がいつまでも口腔内に残り、時に未処理のまま咽頭に送り込まれてむせる。
○くびが座らず、座保持ができない。	→ 頭部・体幹等を適切に支えていないと反り返りが強く、大きく口を開いた状態で食物を落とし込むような嚥下となりがちである。この時もしばしば舌の突出がみられる。
○アテトーゼ型では意欲が精神緊張を引き起こし、不随意運動のために頭部と体幹がねじれ、上肢が後方に引かれる。	→ 「食べよう」という意欲が精神緊張を引き起こし、食事には不都合な肢位になることが多い。その他の型でも一人食べ（自食）をすることにのみ関心が偏ると、姿勢が崩れやすく、いったん獲得した良好な口腔機能が退行していることもあるので注意が必要。

2. 文部省による肢体不自由のある子供への摂食指導に関する資料

我が国においては、肢体不自由教育における摂食指導について中心的に取り扱った手引等はこれまで示されていないが、文部省が発行した養護・訓練の指導資料等の中で部分的に取り上げられてきた。1969（昭和44）年発行の「脳性マヒ児の理解と指導－入門期における指導のために－」では、脳性まひのある児童生徒が食事を一人でしやすくするための食器の工夫や食欲増進を図る方法、自食を促す方法、好き嫌いを無くす方法等が解説されている。1975（昭和50）年発行の「養護・訓練指導事例集－肢体不自由教育編－」では、掲載されている事例の中で、脳性まひ（アテトーゼ型）のある高等部生徒への指導事例について、食事動作の改善に向けた指導の経過が紹介されている。1982（昭和57）年発行の「肢体不自由教育の手引」では、食事動作の改善（肩の緊張を緩め、スプーン等をしっかりと握ることができるようになること）をねらった指導に基づき、養護・訓練の指導内容・方法等について詳しく解説されている。1987（昭和62）年発行の「肢体不自由教育における養護・訓練の手引」では、掲載されている事例の中で、肢体不自由、精神薄弱及びてんかんのある小学部児童への指導事例について、食事摂取量の増加とその安定を図る指導の経過が述べられている。同年発行の「肢体不自由児の発達と指導」では、「えん下が上手にできない場合」「食物を舌で押し出してしまう場合」「食物をかまずに飲み込んでしまう場合」「スプーンやはしをかみ込んでしまう場合」「コップから上手に飲めない場合」という5つの摂食困難な場合に分けて、摂食指導の実際が解説されている。1992（平成4）年発行の「肢体不自由児のコミュニケーションの指導」では、摂食指導について、口唇を閉じて食物を取り込み、飲み込むことを教える段階と取り込んだ食物を口腔内で押しつぶして食べる段階に分けて指導方法が述べられている。また、摂食指導と併せて行われる訓練として、口を閉じて呼吸すること、口の周辺の過敏性を取り除くこと、口唇・舌・頸などの器官の筋力を高めたり運動を引き出したりすることが例示されている。1994（平成6）年発行の「肢体不自由児の養護・訓練の指導」では、摂食が困難な児童生徒の指導目標の設定について、「口唇を閉じて食物を口の中に取り込めるようにすることが最も重要」と指摘した上で、食事環境や食事内容に関する配慮点に関する解説が掲載されており、また、摂食の機能を促す指導として、過敏の除去と鼻呼吸の

確認・練習の仕方についても述べられている。

このように文部省は1969（昭和44）から1994（平成6）年にかけて、食事環境、食事内容、食事動作（筋緊張、過敏の除去、スプーンやはしの使い方、捕食、口唇閉鎖、咬反射、咀嚼、固体物や液体の嚥下、鼻呼吸、舌突出、丸飲み込み）の対応や改善、といった肢体不自由児の摂食指導において子供や教員にとってニーズが高いと考えられる指導法について例示してきた。

3. 特別支援学校（肢体不自由）における摂食指導の実践資料

（1）CiNii Researchによる実践資料の収集結果

CiNii Researchで検索した結果、表4に示す12編の論文が検索条件に該当した（2024年7月1日現在）。

この内、学校全体での取組が7編（上村・末松、2007；真部、2007；青木、2016, 2024；中島、2016；鹿角、2020；飯田、2024）であった。いずれの論文においても、自立活動の視点についての言及はなかった。上村・末松（2007）は、栄養士や調理員、歯科医師等と連携して、刻み食やミキサー食といった再調理から中期食・初期食の提供に移行した取組を報告した。その成果として、むせ・誤嚥が少なくなったことや発達段階に応じた摂食指導ができるようになったこと等が挙げられている。中島（2016）も食形態改善に向けた同様の取組を報告しており、中心的な役割を果たしたのは摂食指導委員会であった。また、自立活動の専任教員が中心となって、校内全体の摂食指導を推進する体制づくりが報告されている（青木、2024；飯田、2024）。このように、摂食指導に関する校内の分掌組織が学校全体の取組を推進している事例は多く見られる。例えば、真部（2007）は、摂食指導ワーキンググループを立ち上げ、在籍児童生徒の摂食に関する実態調査の結果を踏まえ、摂食指導研修会等を実施して教員の意識を高めるとともに、食形態の決定や変更を行う際のシステムを構築した取組を報告した。さらに、外部専門家を活用している事例も少なくない。青木（2016）は、外部専門家の歯科医師と連携して、スクリーニング機能をもつ口腔機能チェックシートを作成し、それを活用した校内摂食相談の取組を報告した。本チェックリストの成果として、点数化によって課題が明確になり、歯科医師による摂食相談の件数が増加したことが挙げられている。

次に、主に小学部を対象とした実践が5編（引地、2007；藤塚、2016；小林、2016；有島、2021；大野、

2024) であった。これらの論文の内、自立活動の視点について言及があったのは有島（2021）と大野（2024）の2編であった。有島（2021）は、「口唇閉鎖による捕食」の獲得を目指していた児童に対して、自立活動の視点で指導上の困難の背景を明らかにした上で、摂食指導で取り扱う指導内容を見直した取組を報告した。具体的には、対象児童の目の前にその日の食材を全て並べ、「食べたいものを指差して選び、自分で選んだものを食べる」という指導内容を追加したことにより、自発的な要求行動が増え、食べることに集中できる時間が増えたことが成果として挙げられている。大野（2024）は、近隣の高等学校との食育に関する交流授業を摂食指導につなげていく実践を報告している。本実践は、自立活動の視点を踏まえた上で、訓練的な指導ではなく、食に関する教育活動の充実を重視している点が特徴で、「人間らしくある」ことを大切にした指導が目指されている。

一方、過開口及び舌突出のある児童の「下顎と上唇を介助した食べ方に慣れる」ことを目指した引地（2007）の実践、食べにくい食材に苦手意識をもっている児童の「口唇閉鎖の力強さと舌の側方運動を引き出し、咀嚼の力の基礎を充実する」ことを目指した藤

塚（2016）の実践、食形態の工夫やクラスメイトを意識させる言葉掛け等によって拒食傾向が改善した小林（2016）の実践では、いずれにおいても自立活動の視点については明記されていないものの、食機能等に関する個々の実態把握を踏まえた摂食指導の目標が明確に設定されていた。

(2) Google 検索による実践資料の収集結果

Google 検索で検索した結果、以下の3編の資料（鹿児島県立鹿児島養護学校、2015；岩手県立盛岡となん支援学校、2017；広島県立広島特別支援学校、2020）が検索条件に該当した（2024年7月1日現在）。鹿児島県立鹿児島養護学校（2015）は、摂食指導の充実を目指した実践研究をまとめた研究紀要である。摂食指導について、自立活動の視点を踏まえ、教育課程上の位置付けを明確にし、組織的に進めるための校内体制や具体的な介助方法、指導実践例等が掲載されている。また、岩手県立盛岡となん支援学校（2017）及び広島県立広島特別支援学校（2020）は、両校で作成している自立活動の手引きで、表5に示したとおり、摂食嚥下機能の発達段階や摂食時の姿勢、介助方法などについて、実践に役立つ情報が掲載されている。

表4 CiNii Researchによる実践資料の収集結果

発行年	著者	論文タイトル	実践の対象	自立活動の視点
2007	引地隆一	過開口、舌突出のある児童への事例報告－実践から の学び－	小学部	言及無し
2007	上村由理・ 末松泰子	食べる機能を伸ばす食形態への取組	学校全体	言及無し
2007	真部知子	学校組織として取り組む摂食指導	学校全体	言及無し
2016	藤塚理江	咀嚼の力を育てる－食形態の工夫を中心に－	小学部	言及無し
2016	青木菜摘	校内摂食相談－スクリーニング機能をもつ口腔機能 チェックシートとその活用－	学校全体	言及無し
2016	小林由香	友達と食べるとおいしいな－拒食傾向のある子供へ の取組から－	小学部	言及無し
2016	中島裕子	食形態改善に向けた取組－食指導委員会の活動を中 心に－	学校全体	言及無し
2020	鹿角昌希	知的障害を伴う児童生徒の摂食指導の実践	学校全体	言及無し
2021	有島俊也	自立活動を基軸とした摂食指導の充実を目指す取組 －自立活動の指導を支える専任教員の立場から－	小学部	言及有り
2024	青木菜摘	摂食指導を支える学校の組織づくり	学校全体	言及無し
2024	飯田佐代子	摂食指導におけるスキルアップを目指した実践－子 どもが、安全で、個に応じた食事指導－	学校全体	言及無し
2024	大野雅也	安全かつ食べることの楽しさを共有できる摂食指導	小学部	言及有り

表5 学校作成の自立活動の手引きにおける摂食指導に関する項目

岩手県立盛岡となん支援学校（2017）	広島県立広島特別支援学校（2020）
<p>VI 摂食指導について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障がいのある子どもの食べる機能の障がいへの対応 2. 摂食嚥下機能発達段階 3. 摂食機能の発達過程と機能不全の症状およびその対応 4. 摂食嚥下の流れ 5. 摂食機能療法 6. 食物形態 7. ところみの段階 8. 小児の口腔ケアの意義 9. 窒息しやすい食べ方と事故回避の対応、窒息予防の対応 10. 誤嚥について 	<p>摂食について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 摂食・嚥下障害とは 2. 食べるってどういうこと？ 3. 食べ物の認知と捕食について 4. そしゃくと嚥下について 5. 支援について

IV. 考察

はじめに特別支援学校（肢体不自由）における重複障害者への「自立活動の視点を加味した」摂食指導の現状について考察する。まず摂食指導が必要な子供の実態については、近年医療が進歩するとともに、言語聴覚士などの外部専門家と連携した指導が広く行われるようになってきたが、摂食指導を必要とする子供の実態に変化はないと考えられる。しかし、教育分野において摂食指導についての実態把握を行うための参考資料は少なく、学校現場においては医療分野の資料等を参考にしながら独自に作成していることが推察される。今後は教育分野における摂食指導の実態把握の方法を整備していくことが必要であろう。

摂食指導に関する資料については、文部省は1969（昭和44）から1994（平成6）年にかけて、指導資料等の中で部分的にではあるものの、学校現場において求められていたと考えられる摂食指導の方法等を示してきた。しかし、文部省が1994（平成6）年に発行した「肢体不自由児の養護・訓練の指導」以降、肢体不自由のある子供への摂食指導について解説している資料は発行されていないことから、多くの特別支援学校（肢体不自由）では、主に養護・訓練の指導としての摂食指導のノウハウを維持・継承してきたといえるだろう。指導の参考資料としては、各自治体の教育委員会が作成した資料（例：東京都教育委員会、2003）や各校が独自に作成した資料（例：岩手県立盛岡となん支援学校、2017；広島県立広島特別支援学校、2020）等が挙げられる。また、教員が運営しているインフォーマルな研究団体が作成した資料を参考している地域もあると考えられる。例えば、長崎自立活動研究会（2019）は、特別支援学校学習指導要領で示さ

れた自立活動の内容に対応して「学習内容の要素」を整理し、具体的な指導の手立てや配慮事項等を記載した資料を作成しており、摂食指導に関する内容も盛り込まれている。

特別支援学校（肢体不自由）における摂食指導の実践資料については、校内の分掌組織が外部専門家と連携しながら学校全体で取組を推進している事例が多い一方で、自立活動の視点について明確に言及している摂食指導の実践資料は数少ないことが示唆された。本研究で収集した実践資料の内、自立活動の区分・項目ごとに指導内容を整理しているのは鹿児島県立鹿児島養護学校（2015）のみであった。したがって地域や学校によっては、肢体不自由教育における摂食指導について、自立活動としての捉え直しが十分に行われないまま現在に至っている可能性も否定できないと考える。しかし本研究では、比較する資料が少ないとため、特別支援学校（肢体不自由）での摂食指導において、自立活動の視点をどのように整理して実践しているのかという現状については十分に把握することができなかつた。各校が作成する研究紀要等の実践資料は、必ずしも学校のホームページに掲載されるとは限らないため、インターネットでの資料収集には限界があった。したがって、地域を絞り込んで、学校に直接依頼をして資料を収集するなど、文献調査の方法を見直す必要があり、今後の課題としたい。

次に、特別支援学校（肢体不自由）における摂食指導の課題を整理したい。藤井・笠原（2017）は、特別支援学校（知的障害・肢体不自由）における給食の時間の指導に関する調査の結果から、給食の時間の指導において、自立活動の6区分に示される内容を取り上げてはいるものの、個別の指導計画に明確に関連付けて計画的に指導することにおいて課題があることを指

摘している。このような指導上の課題の要因として、「教育課程における給食の時間の位置づけが、学校として整理されていない」ことを挙げている（藤井・笠原, 2017）。仮に、自立活動又は各教科等を合わせた指導として、教育課程に給食の時間を明確に位置づけていたとしても、摂食指導に関する指導目標や指導内容を記載する計画やその書き方等が学校として整理されていない場合もあると考えられる。また、研修機会の不足（藤井・笠原, 2017；藤井・木下・長尾・中山・林・板東・宮内・高橋, 2018；真木・山下, 2004）も要因として挙げられる。加えて、前項の結果を踏まえると、地域や学校によっては、「自立活動の視点を加味した」摂食指導を進めるための参考資料が教員の手元にない可能性があることも要因の一つとして挙げられるだろう。

摂食指導について、自立活動としての捉え直しをする参考とするために、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編（文部科学省, 2018）における食に関する指導内容が記述されている項目、文部科学省（2019）が例示している、食に関する指導の内容と関連のある自立活動の項目、長崎自立活動研究会（2019）による学習内容の要素及び鹿児島県立鹿児島養護学校（2015）が整理した指導内容を集約したものを表6に示した。文部科学省（2019）が食に関する指導の内容と関連のある自立活動の項目として16項目を例示しているのに対して、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編で食に関する記述がみられるのは3項目のみであった。今回収集した実践資料だけでは、前述の16項目について、指導内容を網羅することはできなかったが、子供の実態に応じて摂食指導の指導内容を検討する際の参考にできるものと考える。

一方、重複障害者の摂食や嚥下のリハビリテーションに関する医療関係の書籍を参考に摂食指導を進めている教員も少なくないことが推察される。しかし、学校教育以外の分野で発展してきた理論・方法は、それをそのまま自立活動の指導に適用しようとすると無理が生じるため、自立活動の指導に適合するよう工夫する必要がある（文部科学省, 2018）。例えば、摂食・嚥下リハビリテーションとして、大西（2006）による間接訓練や神作（2006）による直接訓練があるが、これらの訓練方法を参考にして摂食指導を考えるときには、関連する自立活動の区分・項目を検討する必要があり、2名の筆者が協議しながら作成したものを表7に示した。また、先行期、準備期、口腔期、咽頭期、食道期という摂食の5期（尾本, 2005）の各段階に応

じて、摂食指導の内容を検討する視点も考えられる。例えば、食べ物を認知する段階である先行期について2名の筆者で検討した結果、大きさや形状、におい、温度等の情報を得ることが重要であるため、「1 健康の保持」の「(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること」、「4 環境の把握」の「(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関するこ」とが関連していると捉えることができた。このような実際の指導事例を基に、校内の複数の教員でどのように適合できるかを検討する作業は、重複障害者への摂食指導の専門性を高める研修にも成り得ると考える。

本研究では、特別支援学校（肢体不自由）における重複障害者への「自立活動の視点を加味した」摂食指導の現状について考察するとともに、特別支援学校（肢体不自由）における摂食指導の課題を整理した。今後は、各地域や学校の実態に応じて、自立活動の個別の指導計画に関連付けた摂食指導の実践研究を蓄積しつつ、その成果を実践者同士で情報共有したり相談したりすることができるような校内外のネットワークの構築が望まれる。このことが、嚥下障害等食べる機能に障害のある子供の摂食指導に当たっている教員の多くが抱いている安全性に対する不安（細田・三浦・白井・砂押・島貫, 2002；真木・山下, 2004；高橋・今野, 2008）の軽減にもつながるものと考える。

表6 自立活動の視点による食に関する指導の内容

特別支援学校学習指導要領解説自立活動編（文部科学省、2018）		区分・項目	食に関する記述	食に関する指導内容との関連（文部科学省、2019）	長崎自立活動研究会（2019）	鹿児島県立鹿児島養護学校（2015）
1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること	○	○	【食事】 (1)口周辺や口腔内の刺激を受け入れ適切に動かす。 (2)口唇閉鎖と嚥下のために、鼻呼吸ができるようにする。 (3)食べることに慣れる。 (4)口や唇を開けたり閉じたりして食べ物をとり込む。 (5)口唇を閉じて飲み込む。 (6)食べ物を押しつぶす。 (7)食べ物を噛む。 (8)適切な一口量を口に入る。 (9)水分をこぼさずに飲む。 (10)食べ方や後始末の仕方を身に付ける。		規則正しい食事時間の習慣化や、食事内容（種類・量）などの改善を図るとともに、偏食や異食、過食、多飲、反芻、嘔吐など食行動・食習慣に関する課題の改善に取り組む。
	(2)病気の状態の理解と生活管理に関すること	-	○		-	自分の病域の状態及び病状の改善や進行の防止に必要な食事の内容について理解し、バランスのとれた食事の仕方を学習するとともに、自分の体によい食べ方をしようとする気持ちや態度を養う。
	(3)身体各部の状態の理解と養護に関すること	-	-		-	
	(4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること	-	○		-	
	(5)健康状態の維持・改善に関すること	-	○	【食の管理】 (1)規則的な食生活を理解する。 (2)適切な食事の内容や量について理解する。 (3)バランスのとれた食事をする。	-	食に関する指導を通じて、食生活と健康について理解するなど、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようになる。
	(1)情緒の安定に関すること	-	○		-	食欲や食事量は、その時々の気分や感情など心理面の要因が関与する場合もあることから、学校給食等を通して食事中の情緒の安定を図るとともに、必要に応じて給食をとる環境を工夫する。
	(2)状況の理解と変化への対応に関すること	-	-		-	
	(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること	-	○		-	肢体不自由のある児童生徒にとって、給食の時間ははしゃぐ・スプーンの使い方、食器の扱いなどの食事動作を身に付け、向上させることのできる場面であり、そのことが楽しく食事ができることも結び付くことから、生活上の困難を児童生徒が自ら改善することができたという成就感がもてるよう留意する。
	(1)他者の関わりの基礎に関すること	-	○		-	障害が重度かつ重複している児童生徒の場合、給食の時間は教師とじっくりかわることのできる場面であることから、食事の援助をする教師の働き掛けを受け入れたり、呼び掛けにこたえたりするなど対人関係を広げるための基礎的な学習を重視する。
	(2)他者の意図や感情の理解に関すること	-	-		-	
2 心理的な安定	(3)自己の理解と行動の調整に関すること	-	-		-	
3 人間関係の形成						

4 環境の把握	(4)集団への参加の基礎に関すること	—	○	—	<p>学校給食等の場面は、教師や仲間とのやりとりが生まれる状況であることから、教師や仲間を意識して視線を合わせたり、話をしたりできるようになる。また、給食の時間の配膳や下膳などの活動を通して、自分の役割を果たすことができるよう基本的な行動の仕方を指導する。</p>
	(1)保有する感覚の活用に関すること	—	○	—	
	(2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること	—	—	—	
	(3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること	—	—	—	
	(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関するこ	—	—	—	
	(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	—	○	—	
5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関するこ	—	○	—	<p>学校給食を通して、咀嚼（しゃく）・嚥下等の食べる機能を高めるとともに、食事をとる際の姿勢保持や外界にある物に手を伸ばす、物をつかむ、つかんだ物を口に運ぶなどの上肢（手指）の運動・動作の改善及び習得を図るなど、日常生活の基本となる身体の動きを促進する。</p>
	(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関するこ	○	○	—	
	(3)日常生活に必要な基本動作に関するこ	○	○	—	
	(4)身体の移動能力に関するこ	—	—	—	
	(5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関するこ	—	—	—	

6 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ヨ ン	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること	-	○	-	学校給食は、食事を介して教師や仲間と楽しく交流することができる場面であることから、個々の児童生徒のコミュニケーション能力の実態に即して表情や身振り、絵や写真、ことばなどを通じて、教師や仲間と意思のやりとりができるようにする。
	(2) 言語の受容と表出に関すること	-	-	【呼吸の調整】 (1) 楽な呼吸ができるようにする。 (2) 呼気と吸気の調整をする。	
	(3) 言語の形成と活用に関すること	-	-	【構音器官の働き】 (1) 口唇を動かす。 (2) 舌を動かす。 (3) 頸を動かす。 (4) 頬を動かす。	
	(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること	-	○	-	
	(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること	-	○	-	

表7 摂食・嚥下リハビリテーションの内容と関連する自立活動の項目例

	摂食・嚥下リハビリテーション	関連する自立活動の主な項目
	○触覚過敏の除去（脱感作） ・過敏の部位の確認 ・過敏の除去	2 心理的な安定 (1) 情緒の安定に関すること 4 環境の把握 (1) 保有する感覚の活用に関すること (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること
	○鼻呼吸の練習 ・鼻呼吸の確認、練習	1 健康の保持 (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること
間接訓練 (大西, 2006)	○嚥下促通訓練 ・歯肉マッサージ（ガム・ラビング） ・味覚刺激による嚥下促通	1 健康の保持 (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること 4 環境の把握 (1) 保有する感覚の活用に関すること
	○筋刺激訓練法（バンゲード方式） ・口唇訓練（口輪筋への刺激） ・頬訓練 ・舌訓練（口外法、口内法） ・抵抗法 ・吸う練習 ・吹く練習 ・なめる練習	4 環境の把握 (1) 保有する感覚の活用に関すること (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること 6 コミュニケーション (2) 言語の受容と表出に関すること
	○嚥下機能訓練 ・臼歯部がかみ合った位置での頸の閉鎖 ・口唇閉鎖 ・舌尖部の横口蓋ヒダへの固定 ・鼻呼吸の獲得 ・嚥下と呼吸の協調 ○捕食訓練 ○押しつぶし機能訓練 ○すりつぶし訓練（咀嚼訓練）	1 健康の保持 (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること 2 心理的な安定 (1) 情緒の安定に関すること 4 環境の把握 (1) 保有する感覚の活用に関すること (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること
直接訓練 (神作, 2006)	○食事の自立のための訓練（自食訓練） ・手づかみ食べの訓練 ・食具（食器）食べの訓練 ○水分摂取の訓練 ・食具を使っての訓練 ・コップを使っての訓練 ・ストローを使っての訓練	2 心理的な安定 (1) 情緒の安定に関すること 5 身体の動き (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること

文 献

- 青木菜摘 (2016) 校内摂食相談ースクリーニング機能をもつ口腔機能チェックシートとその活用ー。肢体不自由教育, No.226, 24-29.
- 青木菜摘 (2024) 摂食指導を支える学校の組織づくり。肢体不自由教育, No.264, 20-25.
- 有島俊也 (2021) 自立活動を基軸とした摂食指導の充実を目指す取組ー自立活動の指導を支える専任教員の立場からー。肢体不自由教育, No.249, 50-53.
- 藤塚理江 (2016) 咀嚼の力を育てるー食形態の工夫を中心にしてー。肢体不自由教育, No.226, 18-23.
- 藤井和子・笠原芳隆 (2017) 特別支援学校（知的障害・肢体不自由）における給食の時間の指導に関する基礎的研究ー自立活動の視点からー。上越教育大学研究紀要, 37(1), 109-118.
- 藤井姿月・木下紗恵・長尾綾子・中山唯・林幸・板東加容子・宮内彩理・高橋真琴 (2018) 特別支援教育に携わる教員にとっての摂食指導。鳴門教育大学授業実践研究, 17, 49-55.
- 広島県立広島特別支援学校 (2020) 自立活動の手引き（改訂版）。
- 引地隆一 (2007) 過開口、舌突出のある児童への事例報告ー実践からの学びー。肢体不自由教育, No.182, 22-27.
- 細田のぞみ・三浦寿男・白井宏幸・砂押渉・島貫郁 (2002) 肢体不自由養護学校での児童・生徒の給食の摂食状況およびこれに関する教師の意識調査。脳と発達, 34(5), 439-441.
- 飯田佐代子 (2024) 摂食指導におけるスキルアップを目指した実践ー子どもが、安全で、個に応じた食事指導ー。肢体不自由教育, No.264, 26-31.
- 岩手県立盛岡となん支援学校 (2017) 自立活動の手引き（平成29年度改訂版）。
- 神作一実 (2006) 小児における直接訓練の実際。田角勝・向井美恵編著, 小児の摂食・嚥下リハビリテーション, 154-161, 医歯薬出版株式会社。
- 鹿児島県立鹿児島養護学校 (2015) 鹿児島県授業力向上プログラム研究紀要「一人一人の児童生徒の『食べる力』を育む摂食指導の充実を目指した実践研究～摂食ニーズに応える校内体制の構築と指導力の向上～」。
- 鹿角昌希 (2020) 知的障害を伴う児童生徒の摂食指導の実践。肢体不自由教育, No.220, 30-35.
- 小林由香 (2016) 友達と食べるとおいしいなー拒食傾向のある子供への取組からー。肢体不自由教育, No.226, 30-35.
- 真木葉子・山下光 (2004) 大阪府下の肢体不自由養護学校における給食指導ーアンケート調査による検討ー。阪

- 教育大学紀要, IV, 53(1), 73-81.
- 真部知子 (2007) 学校組織として取り組む摂食指導。肢体不自由教育, No.182, 34-39.
- 文部科学省 (2012) 障害のある幼児児童生徒の給食その他 の摂食を伴う指導に当たっての安全確保の徹底について（通知）。
- 文部科学省 (2018) 特別支援学校教育要領・学習指導要領（平成30年告示）解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）。
- 文部科学省 (2019) 食に関する指導の手引ー第二次改訂版ー。
- 文部科学省 (2021) 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～。
- 文部省 (1969) 脳性マヒ児の理解と指導ー入門期における指導のためにー。
- 文部省 (1975) 養護・訓練指導事例集ー肢体不自由教育編ー。
- 文部省 (1982) 肢体不自由教育の手引。
- 文部省 (1987) 肢体不自由教育における養護・訓練の手引。
- 文部省 (1987) 肢体不自由児の発達と指導。
- 文部省 (1992) 肢体不自由児のコミュニケーションの指導。
- 文部省 (1994) 肢体不自由児の養護・訓練の指導。
- 中島裕子 (2016) 食形態改善に向けた取組ー食指導委員会の活動を中心にしてー。肢体不自由教育, No.226, 36-41.
- 長崎自立活動研究会 (2019) 自立活動学習内容要素表（平成31年2月改訂）。
- 尾本和彦 (2005) 健常児の摂食機能発達および関連基礎知識。金子芳洋 監修・尾本和彦 編, 障害児者の摂食・嚥下・呼吸リハビリテーション その基礎と実践, 5-38, 医歯薬出版株式会社。
- 大西祐好 (2006) 小児期における間接訓練の実際。田角勝・向井美恵編著, 小児の摂食・嚥下リハビリテーション, 148-153, 医歯薬出版株式会社。
- 大野雅也 (2024) 安全かつ食べることの楽しさを共有できる摂食指導。肢体不自由教育, No.264, 32-37.
- 高橋恵一・今野和夫 (2008) 特別支援教育における摂食指導の実態と医療職種導入の効果についてー養護学校および教師に対するアンケート調査からー。秋田大学医学部保健学科紀要, 16(2), 53-63.
- 東京都教育委員会 (2003) 障害のある児童・生徒の食事指導の手引ー食事指導の手引ー。
- 上村由理・末松泰子 (2007) 食べる機能を伸ばす食形態への取組。肢体不自由教育, No.182, 28-33.

(2024. 8. 5 受理)